



平成 26 年 5 月 16 日

各 位

上場会社名 任 天 堂 株 式 会 社  
代 表 者 取 締 役 社 長 岩 田 聡  
(コード番号 7974)  
問合せ先責任者 常務取締役 経営統括本部長 君島達己  
(TEL 075 - 662 - 9600)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 5 月 16 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を、平成 26 年 6 月 27 日開催予定の第 74 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

社外取締役の招聘に伴い、社外取締役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、また、今後も引き続き社外取締役および社外監査役として適切な人材を確保できるようにするため、社外取締役および社外監査役と責任限定契約を締結することができる規定を新設するとともに、条数の繰下げを行うものであります。

なお、定款第 31 条(社外取締役との責任限定契約)の新設に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、別表のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 26 年 6 月 27 日(金)予定

定款変更の効力発生日 平成 26 年 6 月 27 日(金)予定

以 上



【別表】

(下線は変更部分を示す。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 4 章 取締役および取締役会 第 20 条～第 30 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第 4 章 取締役および取締役会 第 20 条～第 30 条 (現行どおり)</p> <p><u>(社外取締役との責任限定契約)</u></p> <p>第 31 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</p>
<p>第 5 章 監査役および監査役会 第 31 条～第 39 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第 5 章 監査役および監査役会 第 32 条～第 40 条 (現行どおり)</p> <p><u>(社外監査役との責任限定契約)</u></p> <p>第 41 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</p>
<p>第 40 条～第 45 条 (条文省略)</p> <p>以上</p>	<p>第 42 条～第 47 条 (現行どおり)</p> <p>以上</p>